

宮城県に住所を有する者の狩猟者登録の取扱いについて

令和6年度に宮城県に住所を有する者が県内で狩猟を行おうとする場合の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりとします。

1 狩猟者登録申請書の提出先

申請者の住所地を所轄する各地方振興事務所又は各地方振興事務所地域事務所の林業振興部

2 狩猟者登録に必要な提出書類等

(1) 狩猟者登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(令和3年度より押印不要となりました)

(2) 申請年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書(ただし、原則取扱いをしない)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(3) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.0cm×横の長さ2.4cmで裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)・・・・・・ 2枚

3 令和6年度税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類等

(1) 対象鳥獣捕獲員である場合

環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則第2条第2項に規定する証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の場合

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し(捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証(鳥獣保護管理法施行規則第19条の第9第1項に規定するもの)の写し)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

ロ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書(鳥獣保護管理法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する証明書。なお、狩猟者登録の申請書提出時に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることが必要)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

ハ 申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業(認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業)が実施されたことを証する書類(当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は申請前1年以内に宮城県内で実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る)・・・・・・・・ 1通

ニ 上記ハの事業に従事した際の従事者証の写し(従事者証に記載された内容(有効期間、捕獲等の目的・区域等)が、上記ハの事業に対応したものに限る。なお、従事者証に記載の目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

(3) 鳥獣の管理の目的の捕獲許可を受けた者の場合

- イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第7項の許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る法第9条第13項の報告を記載した書類又はこれに準ずる書類・・・・・・・・各1通
※実際に捕獲に従事した日付を記載すること。

(4) 鳥獣の管理の目的の捕獲許可に従事した者又は指定管理鳥獣捕獲等事業に従事した者の場合

- イ 法第9条第8項の従事者証の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類・・・・・・・・各1通
※実際に捕獲に従事した日付を記載すること。

4 狩猟税及び狩猟者登録手数料

(1) 狩猟税

次に掲げる区分に応じた税額とします。

なお、申請時において宮城県の市町村に属する対象鳥獣捕獲員である者又は申請前1年以内に宮城県の区域内で認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として認定鳥獣捕獲等事業に従事した者が受ける狩猟者登録に係るものは非課税となります。また、**申請前1年以内に宮城県の区域内で鳥獣の管理の目的の捕獲許可（有害鳥獣捕獲許可及び個体数調整捕獲許可）を受けて許可捕獲に従事した者又はその従事者（指定管理鳥獣捕獲等事業従事者を含む。）として許可捕獲に従事した者は括弧内の税額**になります。
※下記の市町村長の発行する証明書については、市町村により郵送申請やコンビニ交付が可能ですので、御利用ください。

- イ 網猟免許及びわな猟免許 各8,200円（各4,100円）

ただし、申請年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者

5,500円（2,700円）

- ロ 第一種銃猟免許 16,500円（8,200円）

ただし、申請年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者

11,000円（5,500円）

- ハ 第二種銃猟免許 5,500円（2,700円）

- (2) 狩猟者登録手数料 1,800円

(3) 納付方法

狩猟税の税額は、各県税事務所で申請書類を審査し税額を確定するので、その後に税額に相当する県収入証紙を購入し、貼り付けるものとします。

なお、手数料については、県収入証紙を事前に貼り付けてもよいものとします。

5 申請手続等

- (1) 申請書の受付は、令和6年9月24日（火）から開始します。
- (2) 申請はできるだけ個人扱いを避け、各狩猟者団体で取りまとめの上、一括申請してください。また、**申請書類が大量になる場合など、各地方振興事務所又は各地方振興事務所地域事務所まで事前に御連絡ください。**
- (3) 狩猟事故防止のために狩猟期前に射撃訓練を行い、その射撃証明書を添付の上、申請するよう努めてください。

6 注意事項

(1) C S F（豚熱）等への対応

宮城県内でC S Fに感染した野生イノシシが確認されているので、狩猟をする際は、以下のとおり防疫措置（消毒など）を徹底してください。

イ 入猟前、入猟後に靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒

ロ イノシシを捕獲した時は、捕獲地点・埋設場所等を消毒

(2) 狩猟の制限の可能性について

今後の宮城県内及び宮城県境付近での野生イノシシのC S F感染確認状況により、狩猟を制限する可能性があります。

(3) 狩猟税の取扱い

狩猟税は、狩猟者登録を受ける者に対して課される税金です。上記により狩猟が制限された場合であっても、納税された狩猟税等については返還できませんのでご注意ください。

(4) イノシシ及びニホンジカの有害鳥獣捕獲等について

宮城県では、狩猟期間中においても県内各地（鳥獣保護区を含む）において、イノシシ及びニホンジカの有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することがありますので、事前に情報を収集するなど狩猟事故の未然防止に留意願います。

(5) イノシシ肉・ツキノワグマ肉及びニホンジカ肉の出荷制限について

宮城県では、イノシシ肉・ツキノワグマ肉及びニホンジカ肉について、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しています。

宮城県内で捕獲したツキノワグマの肉については、出荷（市場流通）しないようお願いいたします。

なお、イノシシ肉については、宮城県が定める出荷・検査方針に基づき管理されたイノシシ肉で、大崎市内の「ジビエの郷おおさき」が出荷するものについては、令和5年10月16日付けで出荷制限が一部解除されております。

また、ニホンジカ肉については、宮城県が定める出荷・検査方針に基づき管理されたニホンジカ肉で、石巻市内の「丸信ワイルドミート」、「アントラークラフツ」及び女川町内の「三陸リアス式ジビエ管理組合」が出荷するものについては、令和2年3月27日付けで出荷制限が一部解除されております。

一方、捕獲した野生鳥獣の処分に当たっては、従前と同様に、鳥獣保護管理法等に定める処理を行って構いません。